

音更町立学校における
働き方改革推進プラン
(第2期)

令和4年2月

音更町教育委員会

I はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、教職員は様々な教育課題への対応を求められている。さらに、Society5.0時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきている。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていくことが求められている。

このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。

学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものである。

現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでおり、こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要がある。

II これまでの取組の成果と課題

音更町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成30年7月に、令和2年度までを取組期間とする「音更町立学校における働き方改革推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、国や北海道の動向を踏まえながら、これまで必要な見直しを行い、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。その主な取組の成果と課題は次のとおりである。

（1）推進プランに基づく取組の実施

推進プランでは、「教育職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内にする」という目標を設定し、その実現のため、次の4つの指標を掲げ、実施率がそれぞれ100%となるよう各学校に取組を促してきた。

【推進プランで掲げた指標の進捗状況】

指 標	令和2年度末 実施率
部活動休養日を完全実施している部活動の割合	100%
変形労働時間制を活用している学校の割合	100% ※1
定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	88% ※2
学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	100%

※1 勤務時間内で対応が可能であるなど、変形労働時間制を活用する必要性がなかった2校を含む。

※2 月2回未満の設定が1校、学校で定時退勤日を設定していないが、教育職員各自で月2回設定し実施していたのが1校。

(2) 出退勤管理システムの導入

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）から提供された「出退勤管理システム」を令和2年9月に導入し、全小中学校で客観的な勤務時間の把握・計測を開始した。

(3) 教職員の時間外勤務等に係る実態の把握

前述のとおり、出退勤管理システムを導入し、勤務時間の把握を開始した時期が令和2年9月からであったことから、1年間を通じた把握には至っていないものの、令和2年9月から令和3年12月までの時間外在校等時間の状況は、次のとおりである。

教育職員分（校長、教頭、主幹、養護教諭及び栄養教諭）の時間外在校等時間

月別	学校種別	時間外在校等時間(超過時間)別 人数				全教育職員平均 (1人当たり)
		45時間 以下	46～70 時間以下	80～99 時間以下	100時間 以上	
令和2年 9月分	小学校	194人 (85.46%)	31人 (13.66%)	2人 (0.88%)	—	24時間45分
		33人 (14.54%)				
	中学校	64人 (50.39%)	35人 (27.56%)	15人 (11.81%)	13人 (10.24%)	52時間53分
		63人 (49.61%)				

令和2年 11月分	小学校	217人 (95.59%)	10人 (4.41%)	—	—	18時間14分
	10人 (4.41%)					
	中学校	70人 (55.12%)	465人 (36.22%)	7人 (5.51%)	4人 (3.15%)	43時間42分
	57人 (44.88%)					
令和3年 1月分	小学校	223人 (98.24%)	4人 (1.76%)	—	—	9時間55分
	4人 (1.76%)					
	中学校	96人 (75.59%)	26人 (20.47%)	5人 (3.94%)	—	31時間19分
	31人 (24.41%)					
令和3年 3月分	小学校	195人 (85.90%)	29人 (12.78%)	1人 (0.44%)	2人 (0.88%)	24時間31分
	32人 (14.10%)					
	中学校	88人 (69.29%)	30人 (23.62%)	6人 (4.72%)	3人 (2.36%)	38時間30分
	39人 (30.71%)					
令和3年 9月分	小学校	197人 (84.91%)	33人 (14.22%)	2人 (0.86%)	—	25時間18分
	35人 (15.09%)					
	中学校	72人 (56.69%)	39人 (30.71%)	13人 (10.24%)	3人 (2.36%)	42時間52分
	55人 (43.31%)					
令和3年 12月分	小学校	217人 (93.53%)	14人 (6.03%)	1人 (0.43%)	—	20時間35分
	15人 (6.47%)					
	中学校	82人 (64.57%)	34人 (26.77%)	9人 (7.09%)	2人 (1.57%)	38時間06分
	45人 (35.43%)					

全教育職員の平均では、45時間以内の目標時間をおおむね達成しているものの、小学校・中学校ともに45時間以上の時間外在校等時間となっている教育職員は未だ多数おり、とりわけ中学校において1か月80時間以上や100時間以上の長時間勤務が多い実態が明らかとなっている。

この要因としては、調査等の事務処理、会議や打合せ、行事の準備、教材研究・授業準備などであり、中学校では、その他に部活動指導、生徒指導関係の業務に従事している状況が挙げられる。

これらの解消のためには、町教委において、調査業務の更なる精選など、これまで実施してきた取組を一層推進するとともに、不断の見直しを行い、より実効性の高い取組を進めていく必要がある。

また、各学校においては、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICTの活用促進を

はじめ、特定の教職員に過度の負担が生じない体制づくりなど、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から速やかに実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

(4) 取組の総括

これまで、上記の取組のほか、心の教室相談員など専門スタッフの配置、小学校での少人数学級の編制、ICTにより共有化された教材等の活用、機械警備の設置と活用、調査業務の簡素化、学校行事の精選や見直し等に取り組んできたが、勤務時間の把握の結果からは、未だ道半ばの状況と考えられる。

このため、「学校における働き方改革」の実現に向けて、推進プランが終了した令和2年度以降においても、これらの取組を継承しつつ、更なる改善・充実を図っていくため、道教委が策定した「北海道アクション・プラン（第2期）」の内容を参考に、新たな推進プランを策定し、各学校と緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

Ⅲ 第2期推進プランの概要

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

この目的を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなど、新たな推進プラン（以下「第2期推進プラン」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

(1) 第2期推進プランの性格

第2期推進プランは、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び音更町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年教育委員会規則第3号。）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

なお、本プランについては、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

(2) 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、また、道教委が策定する「北海道アクション・プラン(第2期)」と連携し、在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

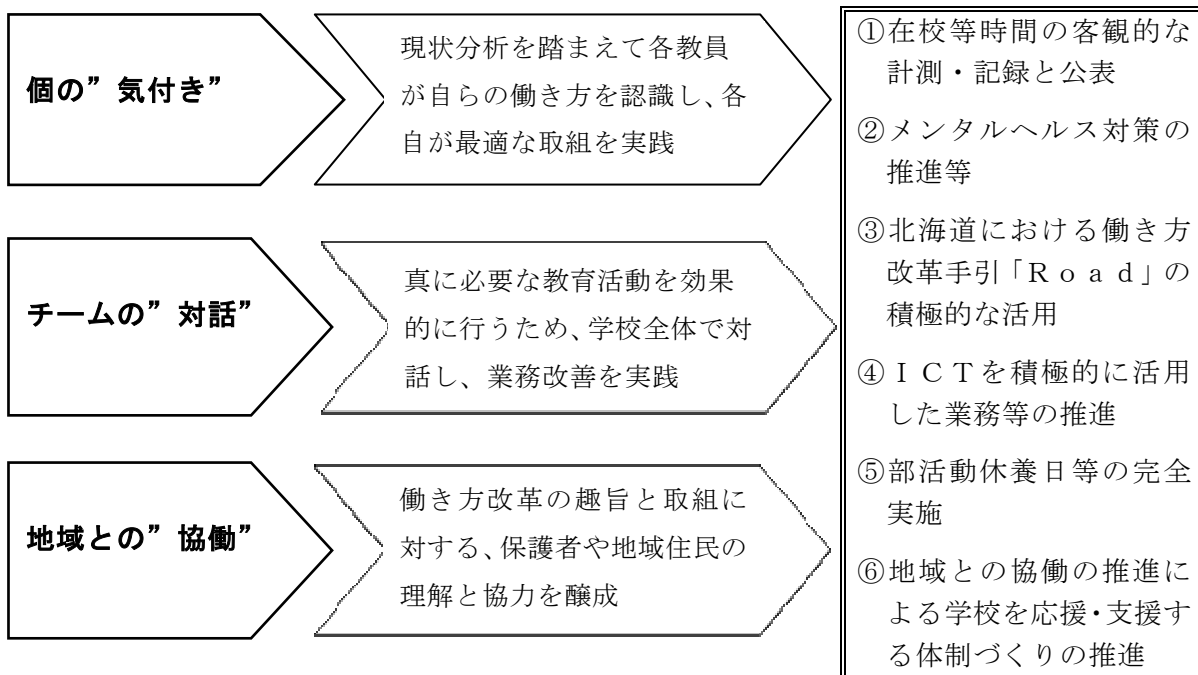
【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委や各学校と緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取組む。

【重視する視点】



【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める教育職員をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間

(正規の勤務時間外において、いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。)として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間をいう。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基づくものとする。)

エ 休憩時間

③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 町教委及び学校の役割

ア 町教委の役割

・学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定めるとともに、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

・毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。

・特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

イ 学校の役割

・校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置づけ、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

・校長は、第2期推進プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

(4) 取組の検証・改善

町教委は、毎年度、校長会との議論を通して取組を検証し、検証結果並びに国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

(5) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。

子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、町教委においても、音更町PTA連合会と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

IV 第2期推進プランの具体的な取組

取組1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

町教委は、道教委と連携して働き方改革手引「Road」の各学校での積極的な活用を促す。

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進

・町教委は、国の「GIGAスクール構想」に基づき整備した、児童生徒1人1台のタブレット端末等を活用し、教職員の事務作業にかかる時間の縮小を図るための取組を推進する。

・町教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等を充実するなど、学校でのICTの活用を支援する。

・町教委は、道教委等がホームページで提供するデジタル教材を活用した教職員の授業づくりを支援する。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

・町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよ

う、働き方改革の各種取組について情報提供を行う。

・町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

(4) 心の教室相談員などの専門スタッフ等配置

町教委は、悩みを抱える生徒のため、心の教室相談員を配置する。また、必要に応じて、道教委によるスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーの派遣支援を活用する。

(5) 小学校での少人数学級の編制等

町教委は35人を超える学級のある小学校に対し、35人以下の少人数学級、チームティーチング又は習熟度別指導によるきめ細かな教育を実施するとともに、低学年における更なる少人数学級の編制に向けた検討を進める。また、特別な支援や配慮を要する児童生徒のために、生活介助員や学習支援員を配置する。

(6) 小学校における学級担任・クラスの単年度制

町教委及び学校は、児童が小学校段階から複数の担任と関わり、多くの教員と人間関係を構築することで、校内に相談しやすい窓口を増やし、安心して登校できる体制を整備するとともに、複数の教員で児童の成長を見取りながら、担任として限られた1年間の中で児童の成長に集中して取り組めるよう、環境の整備に努める。

(7) 校務支援システムの活用促進

・町教委及び各学校は、校務支援システムについて、教職員の業務の効率化と業務改善のため、必要に応じてシステム改善等を行う。

・各学校においては、実態に応じ、通知表に記載する所見欄について、保護者の理解を得たうえで、十分な周知の期間を設けるとともに、保護者との面談の機会を設けるなど所定の措置をとったうえで、記載の回数等について見直しを行う。

(8) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

町教委は、国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」等を参考に、学校給食費の徴収・管理等の業務を含めた公会計化の早期導入について検討を進める。

取組2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・町教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- ・町教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例による弾力的な設定(休日4時間程度)は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

① 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設けること。
※ 平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- ・学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

② 部活動の活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。
※ 部活動休養日及び活動時間等の具体的な取扱いの詳細については、「音更町立学校に係る部活動の方針」による。

(2) 複数顧問の効果的な活用

各学校においては、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど時間外勤務の縮減につながる取組を実践する。

(3) 部活動指導員の配置等

町教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、道教委による部活動指導員の配置支援の活用を検討する。

(4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・町教委及び学校は、関係団体と連携・協力し、部活動休養日等の完全実施のための取組を進める。
- ・各学校においては、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。

(5) 学校規模に応じた部活動数の適正化

学校は、学校規模や教員の配置状況等を踏まえて、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活

動を検討する。

(6) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の検討

休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、国や道教委の動向を見ながら、検討を進める。

取組3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・各学校においては、令和2年9月から導入した「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。
- ・町教委は、教職員の時間外在校等時間を公表するとともに、上限時間の範囲を超えた学校に対して、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・各学校においては、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行

うものとする。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・町教委は、各学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標の設定を検討することとする。
- ・各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を实践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

町教委は、各学校の教職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

【学校閉庁日について】

- ① 実施目的
教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。
- ② 設定期間
 - ・8月15日前後の3日間を設定することを基本とする（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）。
 - ・年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日）は全町統一の学校閉庁日とする（年末年始の休日の前後に、学校の実情に応じて追加設定することも可）。
- ③ 服務上の取扱等
 - ・年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
 - ・休暇の取得を強制しない。
 - ・出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うこととし、管理職の出勤は不要とする。
 - ・部活動休養日に設定する。
 - ・町費負担教諭については、別途定めによる。
 - ・学校事務補については、学校閉庁日は休日とし、長期休業中の別の勤務日に時間調整する。

④ 保護者への周知

町教委が各学校を通じて、保護者に通知を発出する。

(5) 働き方改革に関する研修の実施

・学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、町教委は、各学校の管理職員に職員の勤務時間の管理、健康安全の管理、校内組織の管理をはじめとしたマネジメント能力の養成を目的とした道教委が実施する研修に参加を促す。

・町教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、道教委が実施する初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修の機会の活用のほか、各学校における働き方改革に関する研修を実施するよう促す。

(6) 主幹教諭等の配置の推進等

・町教委は、いじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置を推進する。

・町教委は、道教委の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなどして、学校の指導体制や組織運営体制の充実に向けた取組を推進する。

(7) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

町教委は、教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例を参考に、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるよう環境整備について検討するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備についても検討を進める。

取組4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等

町教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、毎年度実施するストレスチェックについて、学校を通じて全教職員の参加を促すとともに、高ストレスと診断された場合の医師による面接指導等を実施する。

(2) 調査業務等の見直し

・町教委は、学校を対象とした調査や文書の提出・配布依頼等について、精選・見直しを行うとともに、提出書類や提出期間の確保、一定期間に業務が集中しないように配慮

するなど学校の負担軽減を図る。

・町教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

(3) 勤務時間等の制度の活用

道教委が平成22年度以降、4週の期間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、教員の勤務時間に係る制度改善を行ってきたのに合わせ、町教委も同様の制度を導入し、施行している。今後も、これらの制度を有効に活用する。

(4) 適正な勤務時間の設定等

・町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

・町教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導助言

町教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

(6) 不登校に対するサポート体制の充実

町教委は、様々な要因で学校へ登校することが難しい児童生徒を対象とした学び場として、「ふれあい教室」及び「ふれあい柳町教室『ほっと』」の2箇所を設置することにより、指導員と連携・協力した不登校対応を強化する。

(7) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

・町教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応すること

ができるよう、道教委に対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣の要請を検討するとともに、町福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

・町教委は、学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、法的な観点から必要な場合においては、町委託弁護士や道教委が配置する「スクールロイヤー」から指導・助言を受ける体制を整備する。

(8) 研修の精選・見直しと働き方に関する研修の充実

町教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、管理職員はもとより、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、初任段階教員研修をはじめ、各基本研修において、働き方改革の目的や勤務時間を意識した働き方等に関する講義・演習を取り入れた研修を受講させるよう努める。

(9) 若手教員への支援

各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいる場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

(10) 教頭への支援

・町教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- ② 主幹教諭等の配置など、学校組織体制を整備する。
- ③ 事務職員等との役割分担を検討する。

・町教委は、教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。

(11) 学校行事の精選・見直し

・町教委は、各学校に対し、文部科学省や道教委が提示する取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するよう促す。

・各学校においては、カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう取組を進める。

(12) 学校が作成する計画等の見直し

・町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、文部科学省や道教委が行う取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。

・町教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。

・町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

・町教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

(13) 学校の組織運営に関する見直し

町教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

(14) 少年団活動における教職員の負担軽減

町教委及び学校は、少年団活動の関係団体に対し、指導に関わっている教職員の負担の軽減を図るため、「音更町立学校に係る部活動の方針」に準じた部活動休養日等の取組について、理解の促進を図る。

(15) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

・非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。

・町教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

(16) 第2期推進プランの周知

町教委は、第2期推進プランをホームページに掲載するなどして広く周知を図るとともに、保護者及び地域住民、その他の関係者の理解促進に努める。

V 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 町教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

町教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。